省令

○法務省令第九号

刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第十条の規定に基づき、刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十一日

法務大臣　古川　禎久

刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令

刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和六十二年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表の法務省令で定める保管期間） **第一条**　［略］ **第二条**　法別表第一号6のその他の裁判の裁判書の法務省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる裁判書の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。	（法別表の法務省令で定める保管期間） **第一条**　［同上］ **第二条**　法別表第一号6のその他の裁判の裁判書の法務省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる裁判書の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

裁判書の区分	保管期間
［一・二　略］	
三　(1)　刑事訴訟法第百八十一条第四項、第百八十三条、第百八十四条若しくは少年法第四十五条の三第一項（同法第六十七条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により訴訟費用を負担させる確定裁判の裁判書又は刑事訴訟法第五百条の規定による訴訟費用の負担を命じる裁判の執行の免除の申立てについての確定裁判の裁判書	五年
(2)　［略］	
［四・五　略］	

裁判書の区分	保管期間
［一・二　同上］	
三　(1)　刑事訴訟法第百八十一条第四項、第百八十三条、第百八十四条若しくは少年法第四十五条の三第一項の規定により訴訟費用を負担させる確定裁判の裁判書又は同法第五百条の規定による訴訟費用の負担を命じる裁判の執行の免除の申立てについての確定裁判の裁判書	五年
(2)　［同上］	
［四・五　同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。